

令和3年9月29日

一時預かり事業

ご利用の保護者の皆様へ

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

緊急事態宣言の解除に伴う一時預かりの取扱いについて

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現下の一時預かり事業については、「一時預かり事業の登園自粛要請について」（令和3年8月20日付 当職通知）において、保護者の皆様に対し、可能な範囲での登園自粛を要請しているところです。

このような中、政府は、新規感染者数の減少や医療への負荷の軽減状況などを踏まえ、令和3年9月30日をもって、緊急事態宣言の解除を決定いたしました。

また、本市の保育園・認定こども園等においても、9月第2週以降は、在籍児童や職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認される事例が大幅に減少してきたところです。

これらを踏まえ、一時預かり事業の取扱いに、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1 一時預かりの利用について

令和3年9月30日をもって登園自粛等を終了とし、令和3年10月1日から、通常どおりの受け入れとします。

2 一時預かりの利用料について

定期利用の減免の措置は9月までとし、**10月1日以降は通常どおり徴収します。**

※但し、在籍児童が陽性又は濃厚接触者に特定された場合等については、従来どおり、利用料等の日割り計算を行います。

3 利用にあたっての留意点について

・保護者の皆様には、施設の性質上、**3密状態の解消などは困難であることをご理解の上、ご利用ください。**

・登園前に検温し、健康状態の把握に努めていただき、**お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は利用を控えてください。**

・登園後、発熱等の症状が認められた場合は、速やかに保護者の方に連絡しますので、かかりつけ医等を受診してください。